

平成30年（2018年）第4回町田市議会 定例会 建設常任委員会

## 【件名】生産緑地について

### 1. 条例等制定効果の報告

#### ①生産緑地地区の追加指定に関する制限の緩和

- ・町田市生産緑地地区の区域の規模に関する条例施行（2018年4月1日施行）  
生産緑地の最低規模を500㎡以上から300㎡以上に緩和しました。
- ・町田都市計画生産緑地地区の指定に関する要領施行（2018年4月1日施行）  
指定要件の緩和（一団の考え方／個々の農地の最低限度／再指定）を実施しました。

#### ②条例等制定の効果の検証（申請筆ベース）

	筆数		面積 (ha)		構成割合	
$500 \text{ m}^2 \leq a$	11		0.648		40.2%	
$300 \text{ m}^2 \leq a < 500 \text{ m}^2$	21	35	0.698	0.963	43.3%	59.8%
$100 \text{ m}^{2*} < a < 300 \text{ m}^2$	14		0.265		16.5%	
計	46		1.611		100.0%	

※一団の規模は、条例で300㎡以上であるが、指定に関する要領において一団を構成する個々の農地の面積は100㎡以上と定めている。

【参考】直近2か年の追加面積：2017.1.1 → 0.396ha 2018.1.1 → 0.202ha

#### ③周辺市との比較

	条例制定	改正後の追加面積 (ha)	面積緩和による追加面積 (ha)	都市計画決定 (告示)
日野市	2017年9月	0.13ha	0.00ha	2018年12月
多摩市	2017年12月	0.09ha	0.09ha	2019年2月
稲城市	2017年12月	0.34ha	0.17ha	2019年1月

※日野市は、2017年度に都市計画決定の実績あり。追加面積：0.56haのうち小規模農地が0.16ha

### 2. 特定生産緑地制度への移行について

#### ①特定生産緑地とは

- ・特定生産緑地制度は、生産緑地の指定告示から30年を迎える前に、土地所有者等の申請により、買取申出ができる期限を10年間延長する制度です。（10年毎の更新制）

## ②指定要件について

- ・特定生産緑地指定に関する要領の施行（2018年10月1日）

<p>①生産緑地地区に指定されていること。</p> <p>②当該生産緑地地区が、現に適切に管理されていること。</p> <p>③肥培管理の悪い農地については指定をしない。</p> <p>ただし、肥培改善の報告と共に適切な耕作が<u>2年以上確認</u>でき、耕作の継続の意思が確認できる場合は除く。</p>
---

## ③町田市現状

- ・特定生産緑地制度が適用となる最初の生産緑地（平成4年指定）の30年到来日（申出基準日）は2022年11月2日
- ・2022年に移行の時期を迎える生産緑地は、約3,600筆、約175ha、約800名（市内の生産緑地の約8割）

## ④制度説明会の開催について

- ・下記の日程により市内各地区において説明会を開催します。
- ・2019年1月発行の広報「まちだ」、「農業委員会だより」に説明会開催の案内を掲載する予定です。

地区名	場所	日時（予定）
南地区	J A町田市 南支店	2019年1月30日（水）※1
忠生地区	J A町田市 忠生支店	2019年1月31日（木）※2
町田地区	J A町田市 町田支店	2019年2月5日（火）※1
鶴川地区	鶴川市民センター	2019年2月6日（水）※2
堺地区	J A町田市 堺支店	2019年2月7日（木）※1

※1 15:00～、19:00～ の2回開催

※2 10:00～、15:00～、19:00～ の3回開催

## ⑤指定に向けたスケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
				申出基準日 11/2 ▼
				
				
				
				